

四日市市告示第95号

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金額)</p> <p>第4条 補助金の額は、前条に掲げる経費のうち、第1号の経費については3分の2を乗じた額、その他の経費については2分の1を乗じた額の合計以内で、予算の範囲内とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前条に定める補助対象経費の額が120万円以上である場合には、各種警備員の配置、仮設トイレの設置に係る経費については、予算の範囲内とする。</u></p> <p><u>3 補助金の額の上限は80万円とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p>	<p>(補助金額)</p> <p>第4条 補助金の額は、前条に掲げる経費のうち、第1号の経費については3分の2を乗じた額、その他の経費については2分の1を乗じた額の合計以内で、予算の範囲内とする。<u>ただし、上限は60万円とする。また千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部観光推進課)